

岐剣連第6号
令和6年4月2日

支部長 各位

岐阜県剣道連盟
会長 堤 俊彦

岐阜県剣道連盟審査規程の一部改正について

令和6年度より、審査実施方法等下記のとおり改正いたしますので、誤りのないよう伝達していただきますようお願いいたします。

記

- 1 本部審査会の受審方法について
高齢の方より受審していただきます。
- 2 初段、二段の日本剣道形実施本数について
初段は太刀の形1本目から3本目
二段は太刀の形1本目から5本目までとします。
- 3 認定最高級位について
中学生は2級、小学生は3級となりました。
- 4 木刀による剣道基本技稽古法について
基本1 1本打ちの技 面、小手、胴、に突を加えます。
- 5 認定審査の実施方法について
従来は、小学生の実技審査、中学生以上の木刀による剣道基本技稽古法審査、中学生以上実技審査としていましたが、認定最高級位の改正により、
認定受審者全員の実技審査を始めに行います。実技審査において1級、2級、3級の仮認定を受けたものに対して、木刀による剣道基本技稽古法審査を行います。
なお、4級以下は、実技審査のみで合格です。

※ 認定受審者は、必ず木刀による剣道基本技稽古法を習得してください。

以上